

No.	コメント内容	コメント回答
3048	全般0402-1 ●3月26日面談回答の更問 No.3004, 3005, 3006, 3008, 3023の更問。屋外消火栓及び防火水槽及びこれらに付属する機器の構造・強度、機能・性能について、他法令（消防法等）の規定を適用して設計しているのであれば、添付説明書に適用法令を記載し説明すること。また、当該設計が、加工事業許可の基本方針に基づくものであることを説明すること。	屋外消火栓、消火栓ポンプ、配管、防火水槽は、消防法を満足する仕様としています。適用法令は、適合説明に記載します。また、事業許可の基本方針に基づくことを適合説明に記載します。
3049	全般0402-2 No.3011の更問。P1822 図へ建-1-6 第3核燃料倉庫前室は非管理区域から第2種管理区域に変更となるが、通常時の人の出入りをどのように管理するのか説明すること。	非管理区域から2種管理区域である前室への出入り管理は、施錠管理し、入退業者の氏名、時間を記録します。第1種管理区域と第2種管理区域の間の出入りは、非常時を除いて認めておりません。
3050	全般0402-3 No.3011の更問。火災区域R2（前室）に消火器を配置しない設計について、建築基準法に基づく火災区画や消防法の消火器の配置に係る規定を満足する設計となっていることを説明すること。そのうえで、加工事業変更許可において火災区域R2（前室）が非管理区域から第2種管理区域に変更となっていることを踏まえ、火災発生時の初期消火を行うために、第1種管理区域である火災区域R1（又は屋外）の消火器を使用するためにどのような出入り管理を行うのかを含め、初期消火の考え方を十分に説明すること。	消防法第17条1項に基づいて定めた消火器の本数（能力単位）、消防法施行規則第六条6項に基づいて定めた消火器の配置は、所轄消防の検査を受け許可を受けており、消防法上は前室に消火器を設置する必要はありません。ただし、万一、第2種管理区域内で火災が発生した場合に第2種管理区域内で初期消火を行うことができるように、消火器を設置します。通常時は第1種管理区域から第2種管理区域に立ち入ることはありません。非常時には第1種管理区域から第2種管理区域に人が立ち入った場合には、第2種管理区域の汚染検査を行い、第2種管理区域の基準を満足していることを確認します。
3051	全般0402-4 No.3024, 3026の更問。コメントに対して、回答の記載が不足している。警報盤等の位置だけでなく、これらに求められる安全機能（耐震、溢水による損傷の防止等）についても、仕様表に記載し、技術基準に適合するよう設計していることを説明すること。	#3054にて対応致します。
3052	全般0402-5 No.3028, 3029の更問。非常用DGの遮断器～発電機室建物内のケーブルについて、どのように認可を受けているのか説明すること。5次申請では発電機室内外で色分けされているのを確認したが、実際の工事の取り合い点が分かるよう説明してください。	5次申請（P265, 266 表り設-1 非常用ディーゼル発電機 仕様表）その他の構成機器に「屋内ケーブル」と記載しております。必要な設計要求として、火災等による損傷の防止で難燃性ケーブルを使用することを記載しております。5次申請（P475 図り系-2 非常用ディーゼル発電機 負荷系統図）では概念図を示し、実際は1本のケーブルとなります。ケーブルの接続先は、発電機始動盤です。発電機室内のケーブルを5次で申請しており、屋外ケーブルを7次で申請しております。
3053	全般0402-6 No.3030の更問。その他構成機器の仕様については、申請内容と不整合がないようにすること。（200V/200Vの変圧器など）	200/200Vの変圧器は無く、200/200, 100Vの変圧器は存在します。これは、3相を単相に変換する変圧器です。なお、P2879 付録1の凡例を「200/100V」⇒「200/200, 100V」へ適切に見直し致します。
3054	全般0402-7 No.3037, 3038, 3039の更問。防災ルーム等に設置する工場内との通信連絡設備、放送設備の発信側の設備は、全ての建物と接続されることから、補正申請時に、どの仕様表に、どのように紐付けて補正したのか説明すること。	以下の設備の仕様表を追加し、説明いたします。 ・非常用通報設備（所内） ・自動火災報知設備（受信機、中継盤） なお、所外通信連絡設備についても仕様表にて説明致します。
3055	全般0402-8 No.3044, 3045, 3046, 3047の更問。今回申請している臨界領域で、領域相互間を隔離距離により区分する設計としているものについて、領域相互間の距離を漏れなく記載すること。	拝承。図臨配-1に全ての隔離距離を記載します。
3056	全般0402-9 No.3040, 3041, 3042, 3043 水平展開①～④について、 ・これまでの社内の確認状況と今後の予定を説明してください。 ・事業者内の確認で、新たに抽出漏れや先行申請した設計との不整合が確認されていれば、説明してください。また、それらに対してどのように対応するのか説明してください。	最終申請として申請漏れを確認した結果、4次申請で申請した廃液処理設備（5）と6次申請で申請した粉末再生設備の廃液配管において、取り合いが不明瞭な記載になっていました。7次申請で申請する除染設備からの廃液配管も廃液処理設備（5）へ接続しますが、当該配管はこれに合流して接続することから、この中で粉末再生設備との廃液取り合いを明確になるように今回の補正申請で系統図を修正致します。次に許可要求事項及び技術基準の要求事項が適切に設認展開されているかを確認した結果、許可要求事項に対する整理上、保安規定で管理すると位置付けておりました気象観測装置や防災資機材の一部放射線測定機材について、技術基準の要求事項を考慮すると設認申請機器に該当するものとして抽出しました。これらは今回の補正申請で設認申請機器として申請致します。
3057	全般0402-10 ●第3核燃料倉庫関係図面（他の確認事項と重複する場合は、適宜引用しつつ回答してください。また、下記以外の耐震・竜巻に係る事実確認事項は別途連絡します。） P1820 図へ建-1-4関連 : d. 鉄扉新設工事、その他管理区域の工事で、撤去する既設ドアの廃棄方法を工事の計画として記載すること。 P1822 図へ建-1-6(1/2) : 前室への出入り管理の方法について説明してください。	撤去する既設ドアは、放射性物質による汚染の有無を確認し、汚染がある場合には放射性固体廃棄物として保管廃棄設備にて保管する旨を工事の方法に追記します。 前室への出入り管理については、#3049と同様です。

No.	コメント内容	コメント回答
3058	<p>全般0402-11 P1828 図へ建-1-9: ・ 建具表 (SD-31, SD-33) と新設鉄扉概要図の扉の種類及びW寸法の対応を明確にすること。 ・ SD-31の基本方針書 (P2994) に記載している「グレモンピン」が図示されていない。 ・ 新設扉及び補強扉の概略図には、竜巻防護設計の強度部材を漏れなく記載すること。また、各部の材料・寸法は、評価で用いた強度と同じかそれ以上の強度を有する設計となっていること確認し、確認範囲、確認結果を面談で説明すること。図面等に記載漏れ確認された場合、補正に反映する内容を説明すること。</p>	<p>・ 図へ建-1-9の鉄扉の図と番号が対応できるように記載します。 ・ 図へ建-1-9にグレモンピンの図は書いていますが、名称の記載が無いので追記します。 ・ 鉄扉の評価で用いた材料強度は、保守的な基準強度を用いており、評価以上の強度を有する設計としています。 ・ 強度部材の図面等の記載漏れがある場合は補正に反映致します。</p>
3059	<p>全般0402-12 P1833 図へ建-1-13 火災区域毎の材料及び厚さ一覧: ・ この表を添付している理由を説明してください。 ・ 1階と2階を区別せず、火災区域境界となる内壁を記載しない理由を説明してください。 ・ この表を添付する場合、火災区域境界となる各部の材料、寸法を正確に記載すること。 (申請書本文の表へ建-3-1 (P857~P861) で認可を受けようとしている各部位の仕様、添付書類 表2-1 (P2777~P2782) で説明している各部位が有する安全機能に関する説明と不整合がないように記載すること。)</p>	<p>本表は、東西南北の厳しくなる評価対象を記載した表です。火災区域境界の全ての境界は、表へ建-3-1 各部位の仕様表 (P857~P862) に記載しております。 図へ建-1-13の第3核燃料倉庫の東、西、北に「□(RC)」と記載していますが、排気塔の壁厚さの方が外壁の壁より薄いため記載しているものです。排気塔も第1種管理区域と非管理区域の境界であるため、内部火災影響評価対象は、排気塔の壁としています。 なお、排気塔の壁厚さは、図へ建-1-13と表へ建-3-1で整合しています。</p>
3060	<p>全般0402-13 P1854 図へ建-2-1 1階平面図: ・ B通り7~8通り間の柱、壁、シャッタ、扉は、どのように設置されているのか説明すること。(P2778の表2-1で説明するなどが考えられる)</p>	<p>P2778に記載の通り、鉄扉とシャッターを設置しています。</p>
3061	<p>全般0402-14 P1856 図へ建-2-2 (竜巻防護設計関連) 屋根に設置している設備用機器置場に設置する設備とその竜巻対策を説明すること。</p>	<p>エアコンの室外機を設置しております。これらは飛来物にならないように固縛します。 これらは申請に関する設備ではないため、図へ建-2-2にある「設備用機器置場」の記載を削除いたします。</p>
3062	<p>全般0402-15 P2990~ 添付説明書-建3 IV付属建物鉄扉 竜巻防護設計計算書: 添説建3-IV.4-1表、添説建3-IV.5-1表に記載している鉄扉の厚さ(□mm他)はどこ部分の厚さか。また、鉄扉の評価においてどのように用いているか説明してください。</p>	<p>厚さ□mmは、鉄扉の裏表両面間の厚さです。 鉄扉の評価で、この値は内部構造材の断面剛性の算定で使用しています。</p>
3063	<p>全般0402-16 P1904 図り非-4-7 消火設備 : 第3核燃料倉庫前室に消火器を設置すること。【3/26連絡済】</p>	<p>消防法第17条1項に基づいて定めた消火器の本数(能力単位)、消防法施行規則第六条6項に基づいて定めた消火器の配置は、所轄消防の検査を受け許可を受けており、消防法上は前室に消火器を設置する必要はありません。ただし、万一、第2種管理区域内で火災が発生した場合に第2種管理区域内で初期消火を行うことができるように、消火器を設置します。</p>
3064	<p>全般0402-17 P1907 図り非-5-1 溢水防護区画8-1の溢水水位(130mm)の算定方法を説明すること。 溢水量と溢水水位から逆算した滞留面積は同区画の面積を大きく上っており、溢水防護設計を見直す必要がある。</p>	<p>記載、評価を再確認し、補正申請に反映致します。</p>
3065	<p>全般0402-18 ●P2464~ 表2 事業許可との相違点リスト P2464 臨界防止 : 事業許可で示した臨界領域の相互干渉防止の設計について、第1次~第7次申請全体を俯瞰し、加工施設全体として認可を受けようとする臨界領域相互間の隔離方法が、資料1建-1表 (P2785) に反映されていることを再確認すること。 そのうえで、資料1建-1表 (P2785) の領域区分の隔離方法及び各仕様表に記載した隔離方法を整合させること。(不整合が生じている点については、別途連絡済み) 領域相互間の隔離方法について、既認可の方法に追加する場合には、当該追加に係る設計が、事業許可及び技術基準に適合するものであることを説明すること。</p>	<p>コメントを踏まえて補正致します。</p>
3066	<p>全般0402-19 P2465 臨界防止 : 事業許可との整合性の欄で、「臨界防止の評価はU02ペレットを取り扱う状態で評価している」と説明している部分について、加工事業変更許可申請書の該当ページを記載すること。</p>	<p>事業許可のP160に第3核燃料倉庫で取り扱う核燃料物質の状態を記載しています。本申請にて、許可の記載に追加してU02ペレットも取り扱うこととしたことから、許可からの変更点として記載しています。臨界評価については、P3092の臨界計算番号5に記載しているとおり、U02ペレットを取り扱う状態で評価しております。</p>
3067	<p>全般0402-20 P2467 外部衝撃 : 事業許可との整合性の説明中、「*」6次申請で申請中としている意図が理解できないので、第6次の申請内容と、第7次で認可を受けようとする設計について説明してください。また、第6次申請の説明は、認可を受けた設計と相違ないことを確認したうえで、認可済みと記載すること。</p>	<p>第6次の申請内容は「灯油用タンクローリーの経路が許可とは異なるが、建物から離隔する変更ゆえ設計内容は変わらず事業許可と整合している」というもので、第7次で認可を受けようとする設計は「6次で申請した経路を7次でも適用する」というものです。 第6次申請の説明は、認可を受けた設計と相違ないことを確認したため、本申請書では「認可済み」と記載します。</p>

No.	コメント内容	コメント回答
3068	全般0402-21 P2467 内部溢水 : 新たに設定した溢水防護区画8-1の溢水水位の算定について、P1907 で別途確認。	#3064と同じ
3069	全般0402-22 P2468 廃棄物貯蔵設備(1)のドラム缶の段積をしないことに変更点は、非常用電源設備ではないので修正すること。	拝承して、修正します。
3070	全般0402-23 P1381 仕様表、P2109 図ト設-個23に、[818]廃棄物貯蔵設備(1)がどこに設置されているのか記載されていないので、設置位置を図中に明示すること。 ドラム缶350本を平積みで保管廃棄する能力を有していること(構造)がわかるように図示すること。	[818]廃棄物貯蔵設備(1)は、ドラム缶を保管するエリアのことで、十分なスペースが確保できています。また建屋堰として期待する壁に対してもスペースを確保できています。従って、既認可の放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の設計に与える影響はありません。
3071	全般0402-24 P2468 廃棄物貯蔵設備(1)の設計変更に関連し、既認可の第1廃棄物倉庫の設計に与える影響の有無(例えば、安全避難通路、更なる安全裕度等)を説明すること。	図ト設-個23に示すように出入口の扉の前には安全避難通路に通ずる十分なスペースが確保できています。また建屋堰として期待する壁に対してもスペースを確保できています。従って、既認可の放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の設計に与える影響はありません。
3072	全般0402-25 P2469 非常用照明及び誘導灯に内蔵するバッテリーの仕様(容量及び駆動時間)が、想定する避難時間以上確保できる設計であることを、技術基準への適合性を説明した添付書類に具体的に記載し、説明すること。	建設省告示第1830号、及び消防法施行規則第28条の3に基づき、非常用照明は30分以上、誘導灯は20分以上点灯可能なバッテリーを内蔵する機器を選定しており、その旨を適合説明資料21(P2872)に記載しております。
3073	全般0402-26 ●添付説明書 表2-1(P2777~) P2776 閉じ込めに係る記号の説明は、表2-1で使用している意味と整合するように「◎」と「○」の意味を説明すること。他の安全機能についても、不整合がないか確認すること。	閉じ込めの記載は、第1種管理区域の境界を◎としています。記載の不整合を確認し、補正申請に反映致します。
3074	全般0402-27 P2777他 最下段 関連図番号 第12条 溢水防護区画の図番号が違う。	図番号を修正させていただきます。
3075	全般0402-28 P2780 フィルタ室と階段の境界壁()が溢水防護に係る安全機能を有する設計としている点について、当該壁面や取付け部の隙間から漏れいしない設計であることを説明すること。	の壁は塗装すること、及び取り付け部はシールすることにより、溢水防護区画境界として漏れいを防止しております。
3076	全般0402-29 ●劣化・天然ウラン倉庫 劣化・天然ウラン倉庫の仕様表、図面、添付説明書についても、第3核燃料倉庫と同様に、不明確な部分があるので再確認し、補正申請時に、確認範囲、確認結果を説明すること。	再確認の上、補正申請いたします。
3077	全般0402-30 ●4月2日面談の新規確認事項 P1672 追表り設-1(第5次) 非常用ディーゼル発電機 仕様表 : 今回、切替配電盤等の付属設備が追加され、技術基準に基づく仕様も追記されている。切替配電盤は、屋外に独立して設置されていることから、技術基準で求められる全ての安全機能に対して漏れなく申請していること、表3-5に準じた表を作成し、説明すること。 仕様表に主語として切替配電盤がわかるように記載を工夫してください。	拝承。切替配電盤に対する要求が分かるよう、仕様表を見直し致します。
3078	全般0402-31 ●許可との関係について、次の点も含めて説明してください。(第1次~第7次申請全体を俯瞰した確認として、面談回答No. 3040~No. 3043に含めて回答してください。) 添五-207 制御盤への水の進入を防止するために、制御盤に被水カバーを設置する設計、又は配管に被水防止カバーを設置する設計を、第7次までの設工認でどのように整理して申請しているのか。 添六に記載した放射線管理を行うために必要となる、設工認申請対象の設備・機器(放射線管理設備、遮蔽壁、高性能エアフィルタ等の廃棄設備など)が、評価内容を踏まえ設置する設計としていること。	被水が想定される範囲にある排気設備の制御盤は被水防護カバーを設置しています。一方、被水を想定しない範囲にある排気設備の制御盤は被水防護カバーを設置していません。第3核燃料倉庫の制御盤は後者に該当しますので、被水防護カバーを設置する対象にはしていません。 なお、排気設備の制御盤以外の制御盤では基本、配線用遮断器で被水による電気火災防止対策を行っています。 また、添六に記載した放射線管理機器は、#3056の回答に沿って設工認申請と致します。その他、各種評価で期待する機器の申請状況についても確認致します。

No.	コメント内容	コメント回答
3079	全般0402-32 P796 表へ4 粉末容器構内運搬車、ペレット構内運搬容器、燃料棒構内運搬車等の運用面について、加工事業規則、事業所内運搬規則、及び加工事業変更許可を踏まえ、事業所内で核燃料物質をどのように運搬するのか、考え方を説明してください。	保安規定第58条に記載のとおり、加工規則第七条の六に定める措置（以下）を講じた上で事業所内を運搬しています。 ・臨界のおそれがないよう対象の運搬車及び容器は全て形状管理を施しています。 ・核燃料物質等の取扱いに関し知識及び経験を有する者を同行させ、保安の監督を行っています。 ・作業者は被ばく測定器を装着し、かつ作業衣、保護具を着用しています。 ・外接する直方体の各辺が10cm以上で運搬中にき裂、破損が生じない容器に封入して運搬しています。 ・容器及び運搬機器には定められた標識を付けています。 ・運搬経路には標識設置、見張り人配置等を行ない、運搬に従事する者及び運搬車両以外の車両の立入りを制限しています。
3080	0402-1地震 No. 2983の更問。 P2797適合説明書6-1-設1では、配管系統で事業許可安全機能一覧から耐震重要度分類を変更している旨の記載をしているが、配管系統で変更している箇所があるのではないのか。	シリンダ検査装置(第1類)は、シリンダ洗浄装置で充分な回数の洗浄を行った後のUF6シリンダの検査を行う装置であり、U濃度は液体廃棄物レベルの洗浄液です。この廃液は耐震重要度分類第3類の洗浄液受槽(2)に送液するため、シリンダ検査装置から洗浄液受槽(2)への配管は耐震重要度分類第3類に設定しています。6次申請に就いて、配管系統の耐震重要度分類を本体機器から変更している旨を適合説明書に記載します。
3081	0402-2地震 No. 2986の更問。図イ配-1の記載位置が通常の停止位置か。地震時の落下形態、二次的な衝突事象を考慮しても第1類の設備に影響を与えないことを示すこと。また、搬送時を除外する理由について、搬送時間等も踏まえ定量的に示すこと。	図示している位置は通常時の停止位置を示しています。落下事象による上位設備の損傷の可能性を排除するため、上位の分類に属する設備・機器の地震力が当該クレーンに作用しても波及的破損を生じない設計となることを申請書に記載いたします。 なお、現設計において、上位の地震力が作用しても波及的破損を生じないことを確認しています。
3082	0402-3地震 No. 2988の更問。転倒防止部の耐震強度に係る計算結果、検定比等を設備の耐震計算書に記載すること。また転倒防止部に本体側の張出し部材が含まれていないが、評価結果を示すこと。	転倒防止部の耐震計算結果を設備の耐震計算書（添付説明書-設3-1）に記載します。また、転倒防止部本体側の張出し部の検定比は□□となります。
3083	0402-4地震 No. 2989の更問。防振支持の設備・機器の水平地震力の取り扱い、算出方法は、設備の耐震性に関する説明書（基本方針書）に記載がないので反映すること。	防振支持の設備・機器の水平地震力の取り扱い、算出方法を設備の耐震基本方針書（添付説明書-設3）に記載します。
3084	0402-5地震 No. 2990の更問。高力ボルト□□の適用箇所、JIS規格から削除された経緯、損傷事例の有無、使用上の対策（許容基準の保証等）について説明すること。	高力ボルト□□を使用している損傷事例等を踏まえ、JIS規格にある高力ボルトに変更（改造）します。
3085	0402-6地震 No. 2992関連（内容は新規）。 ・水素供給設備系統図（P2247）で設工認申請対象外とする配管ラインは水素ガス供給配管系統（913）に含まれるのではないのか。申請対象外とする理由を説明のこと。	屋外の水素配管は、損傷した場合でも大気拡散してしまい水素爆発に繋がらないことから、安全機能はないため申請対象外としています。但し、水素障壁内は密閉されていないものの、壁と屋根に囲まれているため、水素滞留の可能性を考慮し、保守的に申請対象【913】としています。
3086	0402-7地震 No. 2992関連（内容は新規）。 ・溢水源供給停止設備系統図（P2248）のインターロック（917）（918）は遮断弁同様第3類であるが、インターロック線の色と混同する。記載方法について検討のこと。	拝承します。系統図を修正します。 （線が細かったため、太くして、色が明確に識別できるようにします）
3087	0402-8地震 添付説明書-設6-1 落下防止設計について（P3343）。 2. 基本方針のB)とC)の違いは、添説設6-1-1表で保管棚、ドラム缶ウラン量測定装置がBとなっているが、細径円筒形状のものは、収納物等を示すのか。	Bは転倒しない細径円筒形状、Cは転倒する可能性がある細径円筒形状を考慮しています。保管棚における細径円筒形状は廃液容器、ドラム缶ウラン量測定装置における細径円筒形状はドラム缶を示しています。
3088	0402-9地震 P2468 表2事業許可との相違点リストで廃棄物貯蔵設備（1）のドラム缶は段積みしないことにより本申請では落下防止を設けないとあるが当該エリアではワイヤ固定ボルトが申請されている。ドラム缶はどのような状態で貯蔵されるのか説明のこと。又、図ト設-図23にはドラム缶の保管状態を明示すること。	図ト設-図23にワイヤ固縛によるドラム缶の保管状態を明示します。
3089	外部衝撃 0402-1 p1617空シリンダ置場。置場内で保管する空シリンダへの外部衝撃の影響、空シリンダの設置方法について、整理して説明すること。	空シリンダ置場に設置するシリンダはウラン回収設備（第4系列）においてシリンダ内のウランを回収して施設外へ持ち出せる状態下のシリンダを保管しています。よって、この空シリンダに対して、外部衝撃の影響は考慮する必要はないと考えております。 なお、竜巻により空シリンダ自体が他の安全機能を有する施設への影響因子になる恐れが懸念されますが、空シリンダ自体は形状、質量の点からF3竜巻でも浮き上がることはないため、空シリンダ自体が他の安全機能を有する施設へ影響する因子とはなりません。

No.	コメント内容	コメント回答
3090	閉込0402-1 No. 2996の更問。排水貯留池の液位高警報設備の設置位置の設定根拠 (p3315) について。 想定送液量は、施設内の各廃液処理設備からの排出分のみを想定した値か。雨水の流入は想定しないのか。 液位上昇の時間については、警報吹鳴後、排水を分析し、必要な社内手続きを経て、実際に放出するまでの時間を考慮した値か。	排水貯留池の液位高警報設備の設計条件となる想定送液量は、施設内の各廃液処理設備からの排出分のみを想定しており、雨水の流入は想定していません。 液位上昇の時間については、警報吹鳴後、一般雑排水を含め工場内に点在する屋内外の複数の送液ポンプを停止する必要があります。そのため、送水停止までに要する時間は屋内のタンク類から比べ時間を要します。なお、2つの貯留池のうち片方の貯留池が満水になる前に、空の状態である他方の貯留池に廃液処理設備からの流入先を切り替え、満水になった貯留池の排水を分析した後、海洋放出する運用としているため、雨水の流入を想定したとしても溢れることのない運転要領としています。本運転要領は保安規定で規定します。
3091	閉込0402-2 No. 3000の更問。 P2051図ト-設14では、廃液処理室と洗浄室の間が壁で区切られているように見えるが、壁はないのか。あるいは、壁に堰としての機能を期待しないのか。	廃液処理室と洗浄室の間は壁で区切られていますが、壁に設けている液抜穴を通して、廃液が行き来するため、洗浄室の一部、廃液処理室、沈殿槽室全体が堰となります。
3092	溢水0402-1 既認可の建物の溢水の添付説明書において、溢水水位の算出根拠として、「ウラン廃液等を内包する設備・機器からの溢水量」が記載されているが、この値は、これまでに申請された設備・機器の耐震重要度分類、内容量等と、齟齬はないか。算出の考え方について、整理して説明すること。 例：4次申請最終補正p2168では、溢水防護区画2（成型工場、放射線管理棟本体部）のウラン廃液等を内包する設備・機器からの溢水量は35m3。 同区画内で、ウラン廃液等を内包する2・3類機器は、[772]チェックタンク(1)～(3)、[778]保管棚の廃液容器160個で、これらの内容量の合計値を切り上げた値が35m3ということか。	ご認識の通り、溢水源となる機器は、[772]チェックタンク(1)～(3)と[778]保管棚に付属する[779]廃液容器のみです。[772]チェックタンクが、[779]廃液容器が0.02m3/個×160個であり、合計値を切り上げて35m3としています。
3093	安全避難通路0402-1 【確認】バッテリーは内蔵型か、別途設置し接続する設計が明確にすること。 P746 劣化・天然ウラン倉庫 仕様表：緊急対策設備(1)（非常用照明及び誘導灯）を非常用ディーゼル発電機に接続しない設計が、加工事業変更許可（P30他）に記載した基本設計方針に従った設計であることを説明すること。	非常用照明、及び誘導灯のバッテリーは、適合説明 資料21（P2872）に記載のとおり内蔵型です。劣化・天然ウラン倉庫は約80m2と小さく内部に扉がない構造であるため、バッテリーで非常用照明、誘導灯が点灯している20分間に避難は可能です。非常用ディーゼル発電機と接続しないことについては、許可との変更点として記載しております。
3094	安全避難通路0402-2 【確認】設計基準事故の発生が想定される既認可の建物の仕様表に、『[13.3-建1] 設計基準事故が発生した場合に用いる懐中電灯及びポータブル発電機を含む投光器』が反映されているか確認すること 【水平展開】事業許可に記載された設備・機器の中で、安全機能番号を持たない設備・機器でも技術基準に照らすと設工認申請する必要がある設備・機器がないか再確認すること。	設計基準事故の発生が想定される建物の仕様表に[13.1-建1]が漏れなく記載していることを確認いたします。
3095	遮蔽0402-1 No. 3020の更問。 空シリンダ置場内の空シリンダの置き場所が記載されていない。置き場所を明確にし、空シリンダとフェンス外側の間に十分な隔離距離が確保されていることを説明すること。	空シリンダ置場に設置するシリンダはウラン回収設備（第4系列）においてシリンダ内のウランを回収して施設外へ持ち出せる状態下のシリンダを保管しています。 このため、遮蔽評価上、ウランの存在は想定しておらず、空シリンダとフェンスの間の隔離距離設定は不要となります。 このように遮蔽評価上、考慮不要の空シリンダですが、不用意に関係のない作業員が立ち入らないようにフェンスを設置しています。 なお、空シリンダ置場に空シリンダを保管する場合は、関係のない作業員との接触を避けるために、フェンスとの間に距離を置いて置くように管理しています。 この管理方法については、保安規定で規定致します。
3096	放管0402-1 p1543モニタリングポスト仕様表。型式欄にある記載について、高線量用と低線量用を明確にし、レンジ値を仕様表に明記すること。	拝承します。仕様表を修正し、高線量用/低線量用の区別とレンジ値を記載します。
3097	放管0402-2 外部電源が喪失した際、モニタリングポストの社外伝送網を使用した伝送は維持されるのか。	非常用発電機からの給電開始までの間、記録盤内蔵のバッテリーから、測定値表示モニタ及びカメラ（インターネット通信機器含む）にも給電されるため、停電時にもモニタリング測定値はインターネットに伝送されます。すなわち、社外伝送網を使用した伝送は維持されます。
3098	汚染防止 0402-1 p 1322, 1323廃液処理室回収ピット。p 1327, 1328測定室回収ピット。p 1345, 1346ピット。 閉じ込めに[10.1-建6]（樹脂塗装）が記載されているが、汚染防止に[21.1-建1]（樹脂塗装）が記載されていない。考え方を整理して説明すること。	廃液処理室回収ピット、測定室回収ピット、ピットには人が入らないため、汚染防止に[21.1-建1]（樹脂塗装）を記載していません。
3099	非常用電源 0402-1 No. 3021, 3022の更問。 放射線管理施設の各設備・機器と非常用電源・無停電電源装置・バッテリーとの接続について、仕様表上で一覧表にまとめて記載すること。（建物の仕様表を参照）	拝承します。仕様表を修正します。

No.	コメント内容	コメント回答
3100	非常用電源 0402-2 P848 劣化・天然ウラン倉庫 仕様表 : [24.1-建2] 非常用照明・誘導灯について、バッテリーを内蔵することで、非常用ディーゼル発電機に接続しない設計としている。加工事業変更許可申請書(P32)等、許可された方針に基づく設計であることを説明すること。	劣化・天然ウラン倉庫は約80m ² と小さく内部に扉がない構造であるため、バッテリーで非常用照明、誘導灯が点灯している20分間に避難は可能です。非常用ディーゼル発電機と接続しないことについては、許可との変更点として記載しております(#3093と同様)。
3101	通信連絡 0402-01 P849 劣化・天然ウラン倉庫の通信連絡設備(電話設備)について、[25.1-建1]で電話設備として無線式のみ設置する設計としている。電話設備については、加工事業変更許可(P34)を踏まえ、多様性を確保した電話設備(有線式・無線式)を設置すること。	劣化天然ウラン倉庫では設計基準事故を想定していないため、多様性は不要と考えます。
3102	工事計画 0402-1 P792~「へ 核燃料物質の貯蔵施設」の申請書本文の記載について、主に第3核燃料倉庫の記載で不明な点等は次のとおり。 【水平展開】本申請に係る建物・構築物・設備・機器についても、下記の観点から再確認し、補正すること。 ・第1種管理区域内の工事があるが、汚染の拡大防止(グリーンハウスなど)について記載がないのはなぜか。 P803第3核燃料倉庫 4.1.1 (1)手順	第3核燃料倉庫における第1種管理区域境界で実施する工事では、汚染拡大防止の観点から負圧を維持するため、仮囲いを設ける旨を記載しております。
3103	工事計画 0402-2 ・第1種管理区域内の工事があるが、放射性廃棄物の管理方法、放射性廃棄物でない廃棄物の管理方法について記載がないのはなぜか。	拝承します。第1種管理区域内の工事で発生する廃棄物の管理方法を追記いたします。
3104	工事計画 0402-3 ・なお書き 下から2つめの・(ボツ)「外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。」とあるが、対象工事は何か。	工事の方法の手順に記載している事項は、工事を実施する上で一般的な事項を記載しており、第3核燃料倉庫での建物工事では外壁を貫通する工事はありません。
3105	工事計画 0402-4 ・【確認】第7次申請で撤去又は一時取り外し等、準備工事の計画について申請しているか。計画している場合、当該工事の計画について、記載しているか。	第7次申請で準備工事は計画しておりません。
3106	工事計画 0402-5 P805 図へ1-1 工事の手順フロー ・加工施設の性能検査 注2 に記載の検査の方法については、検査の項目及び方法について、機能性能を確認する為に十分な方法で実施する計画であることを具体的に説明すること。	加工施設の性能検査(旧加工規則第三条の六の四号に基づく加工施設の性能検査を含む)として、商用電源喪失を想定した場合の非常用ディーゼル発電機の総合負荷試験を実施する。加工施設の安全機能として、閉じ込め機能は安全を確保する上で、重要であり、最終パウンダリーである第一種管理区域を設定する建物の負圧維持を確認するものとします。
3107	工事計画 0402-6 P825 工事中の加工施設の継続使用の理由 ・12行目 加工の作業を伴う「回転混合機(金属容器(粉末)混合)」については、新規基準の適合確認後に使用すること。新規基準対応工事中に使用しなければならない場合、その理由を説明すること。	不定期に実施されるIAEA殿およびNRA殿による査察があった場合に使用する可能性があるため、継続利用の申請を行っております。
3108	溢水0402-2 P1640 漏水検知警報設備の仕様表にて、寸法は「型番に記載」としているが型番がどこに記載されているのか	寸法は床から電極先端までの距離が重要寸法であり、これについては図り配-2(P2222~)、図り制-5~14(P2284~)に明記しております。電極自体の寸法に要求がないため、削除致します。(「型番に規定」を「-」に致します。)
3109	0402-10地震 P2908 添付説明書一建2 建物の接続部に設けるエキスパンションジョイントの間隔は、本加工施設が立地する地域で想定される最大震度(水平震度0.44)より大きいSクラスに属する施設に求められる程度の地震力(水平震度0.6)で生じる変位量でも建物同士が干渉しない間隔を確保し、大地震時による影響がない設計とする。 →最大震度の根拠を説明すること。	根拠は事業許可の(添三-2)~(添三-3)ページに記載しています。
3110	0402-11地震 P2923 基礎梁の検討で杭頭部の曲げ戻し応力は考慮されているか。	杭頭部はピン構造として検討しており、杭頭の曲げ戻し力は考慮していません。
3111	0402-12地震 P2947 「壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規準・同解説」を参照しているが、どの部位の評価で参照しているのか説明すること。 また、本文でのP792「準拠すべき主な法令、規格及び規準」に記載がないので整合をとること。	劣化・天然ウラン倉庫は、壁構造の鉄筋コンクリート造建物(柱、梁が無い構造)であり、「壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規準・同解説」に基づき構造計算を行っています。 本文P792に記載の「準拠すべき主な法令、規格及び規準」に当該の規準を追記します。
3112	0402-13地震 P2960 Sクラスに属する施設に求められる程度の地震力が耐震重要度分類第1類より小さい理由を説明すること。	第3核燃料倉庫の保存燃料棒貯蔵棚の耐震設計は、設備・機器の耐震重要度分類第1類の水平震度を適用することから、地震力は1.0G(MNFの設備・機器の耐震設計方針で設定した値)のとなります。 劣化・天然ウラン倉庫の劣化ウラン貯蔵容器は、土間コンクリートに直置き保管容器であり、適用する耐震重要度分類が無いことから、Sクラスに属する施設に求められる程度の地震力0.6G(=地域で想定される最大地震力)が同保管容器に作用した際の土間コンクリートに作用する反力を評価荷重としています。

No.	コメント内容	コメント回答
3113	0402-14地震 P2969 ビット部設備機器の耐震解析における支点反力の引用元を説明すること。	P2050 図ト設一液13 に示す集水槽（廃液処理室）の重量3.3kNを用いて評価しています。
3114	0402-15地震 P2981 添付説明書一建3 適用規格で「壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規準・同解説」は不要か（添付説明書一建4についても）	添付説明書一建3、添付説明書一建4に「壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規準・同解説」を追記します。
3115	0402-16地震 P2983 壁、鉄扉等への荷重と外気導入カバーへの荷重の算定の違いについて説明すること。 (外気導入カバーは気圧差荷重を見込んでいない?) また、外気導入カバーの許容応力の算定方法について説明すること。	外気導入カバーへは屋外の設備であり、竜巻荷重に気圧差荷重を考慮していません。 使用材料と許容応力に関し記載が十分でないため、必要事項を追記し記載を適正化します。
3116	溢水0402-3 P1640 漏水検知警報設備の仕様表にて、『[6.1-設1]耐震重要度分類3類』としているがP3350のインターロッカー一覧表では検出端1類・2類となっている。どういった整理で、異なる分類が記載されているのか説明すること。	P3350のインターロッカー一覧表の注記3で記載しているように検出端の耐震分類は設置場所の耐震重要度分類を記載しております。該当箇所は耐震重要度分類1類及び2類の建物に設置しているため、対応する建物の耐震クラスを記載しております。
3117	P1729、ダクトの支持間隔。 適切な支持間隔の判定基準について記載を検討すること。	拝承いたしました。但し、支持間隔についてはダクトの寸法、材質、耐震重要度分類に応じて異なるため、当該の表に数値をすべて記載することはできませんので、「（支持間隔は添付説明書-設3-3に基づく）」と追記させていただきます。なお、当該の基準は「添付説明書-設3-3 5.項 標準支持間隔法」に記載しております。同様に、配管の支持間隔についても「（支持間隔は添付説明書-設3-2に基づく）」と追記させていただきます。
3118	P1732、検査の判定基準で『負圧であること』について、より具体的な記載を検討すること。	拝承いたしました。但し、管理区域内の負圧については部屋毎に基準が異なるため、具体的な数値は記載できません。他検査項目の記載とあわせて「第1種管理区域内の圧力が申請内容の通りであること。」と修正いたします。なお、当該の基準は図ト制-気2に記載しております。
3119	P1732、検査の高性能エアフィルタに関する判定基準で捕集効率は具体的な数値も記載できないか検討すること。	拝承いたしました。高性能エアフィルタの捕集効率は、フィルタ単体の検査記録で検査を行うため、「捕集効率は99.97%以上であること」と記載を修正いたします。
3120	P1734、性能検査は旧規則4号相当で見直すこと。	#3106と同じ。
3121	P1732、警報に関する検査では警報のトリガーとなる計器の校正が健全であることも盛り込むこと。	検査要領書の検査前条件として、校正にかかわる部分を規定しております。
3122	難燃性ケーブル（高圧or大電流）ケーブルを使っているところを許可に記載されているものに基づき、すべて申請していること（申請範囲がわかるように）を示すこと。	別途、整理表を提出致します。